

個人演説会等の施設の設備の程度その他施設の使用

及び公職の候補者等が納付すべき費用の額について

公職選挙法施行令（以下「令」という。）第119条第2項及び第121条の規定により、群馬会館（以下「会館」という。）における個人演説会等（以下「演説会等」という。）の施設の設備の程度等について、以下のとおり公表する。

第1 令第119条第1項の規定によってする個人演説会等の施設の設備の程度は、別表のとおりとする。

第2 令第119条第2項に規定するその他施設の使用は、次のとおりとする。

- （1）公職の候補者等（以下「候補者等」という。）が令第119条第1項に規定する設備を使用するとき、又は同条第3項の規定により、候補者等が演説会等の開催のために必要な設備をしようとするときは、群馬会館の設置及び管理に関する条例（昭和57年群馬県条例第38号。以下「条例」という。）第3条の規定により、会館の管理者（以下「管理者」という。）の承認を得なければならない。
- （2）演説会等を終了したときは、条例第6条の規定により、候補者等は、直ちに施設及び付属設備を原状に回復してこれを返還しなければならない。
- （3）候補者等が施設の使用を開始しようとするときは、管理者に申し出て、使用に当たってはその指示に従わなければならない。
- （4）候補者等が施設を使用するときは、群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年群馬県規則第64号。以下「規則」という。）第10条に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （5）候補者等が法令及びこの定めに違反して会館の施設及び設備を使用したときは、条例第5条の規定により、管理者においてその使用の承認を取り消すことができる。

第3 令第121条の候補者等が納付すべき費用の額は、条例第8条及び規則第5条のとおりとする。

第4 管理者から前橋市選挙管理委員会又は候補者等に対して行う通知は、文書をもって行い、特に急を要する場合は、電話又は特使をもって行うものとする。

第5 管理者は、演説会等の開催に関し、異例の事項が生じたときは、速やかに前橋市選挙管理委員会に報告するものとする。

別表

種別	設備の程度			付帯施設
	定員 (人)	面積 (㎡)	付属設備	
ホール	410	—	【舞台設備】 ・ 演台 ・ 司会者台 ・ 指揮者台 ・ 平台 ・ 持込用電源 【照明設備】 ※ホール利用のみ ・ ボーダーライト ・ サスペンションスポットライト ・ シーリングライト ・ アッパーホリゾンライト ・ ロアーホリゾンライト ・ スポットライト ・ ピンスポットライト 【音響設備】 ・ 基本音響装置 ・ 各種再生機器 (CD、MD 等) ・ ワイヤレスマイク ・ ダイナミックマイク ・ マイクスタンド ・ はね返りスピーカー ・ サブウーハー 【映写映像設備】 ・ スクリーン (平板) ・ スクリーン (巻板) ・ ビデオプロジェクター ・ オーバーヘッドカメラ ・ ビデオデッキ ・ DVD・LD プレーヤー ・ スライドコンバーター ・ スタンウェイフルコンサートピアノ	楽屋 準備室
広間	100	56.04		第2会議室
第1会議室	30	70.40		
第2会議室 (広間控え室)	24	56.04		
第3会議室	24	47.28		
第4会議室	16	36.21		
第5会議室	24	44.91		
第6会議室	24	46.90		
第7会議室	24	43.38		
楽屋 (2部屋)	—	45.59		
準備室	—	43.70		

※1 付属設備について、種別に応じて利用できないものもある。

※2 候補者等は、上表のほかに必要な設備をすることができる (令第119条第3項) が、候補者等自らが設備するものは、候補者等の自費負担とする。